

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（<u>令和七年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和八年四月一日以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。</u>）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品（<u>令和八年四月一日以降においては別表第4に記載されている医薬品を除く。</u>）</p>	<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（<u>令和六年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和七年四月一日以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。</u>）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。

⑧	アルタット静注用 75 mg (い)	75mg1瓶			
⑨	イオパミドール 300 注シリンジ 50 mL「HK」	61.24%50mL1筒	オキサリプラチン点滴静注液 100 mg「サワイ」	100mg20mL1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 30 µgシリンジ「MYL」
⑩	イオパミドール 300 注シリンジ 80 mL「HK」	61.24%80mL1筒	オキサリプラチン点滴静注液 200 mg「サワイ」	200mg40mL1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 40 µgシリンジ「MYL」
⑪	イオパミドール 300 注シリンジ 100 mL「HK」	61.24%100mL1筒	オザグレルNa点滴静注 80 mgパ ック「テルモ」	80mg200mL1袋	ダルベポエチン アルファBS注 射液 60 µgシリンジ「MYL」
⑫	イオパミドール 370 注シリンジ 65 mL「HK」	75.52%65mL1筒	キドニーシンチキット	1回分 5mL1管	ダルベポエチン アルファBS注 射液 120 µgシリンジ「MYL」
⑬	イオパミドール 370 注シリンジ 80 mL「HK」	75.52%80mL1筒	強力ネオミノフアアゲンシー静注 5 mL		ダルベポエチン アルファBS注 射液 180 µgシリンジ「MYL」
⑭	イオパミドール 370 注シリンジ 100 mL「HK」	75.52%100mL1筒	グラニセトロン点滴静注液 3 mgパ ック「明治」	3mg100mL1袋	炭酸水素ナトリウム静注 7%「N P」
⑮	イオパミドール (370) 50 mLキ ット	75.52%50mL1筒	グラニセトロン点滴静注液 150 (け)	150µg0.6mL1管	テイクコプラニン点滴静注用 400 mg 「NP」
⑯	イオヘキソール 300 注シリンジ 50 mL「HK」	64.71%50mL1筒	KL補正液キット 20 mEq (さ)	0.4モル50mL1キット	テイクコプラニン点滴静注用 400 mg 「F」
⑰	イオヘキソール 300 注シリンジ 80 mL「HK」	64.71%80mL1筒	サブパック血液ろ過用補充液ー Bi	1,010mL1キット	テクネDMSAキット (こ)
⑱	イオヘキソール 300 注シリンジ 100 mL「HK」	64.71%100mL1筒	ジェムザール注射用 200 mg ジェムザール注射用 1 g シチコリンH注 500 mgシリンジ 「NP」	200mg1瓶 1 g 1瓶 500mg2mL1筒	ドセタキセル点滴静注液 20 mg/ 1 mL「サワイ」
⑲	イオヘキソール 300 注シリンジ 110 mL「HK」	64.71%110mL1筒	シチコリン注 100 mg / 2 mL「N P」	5%2mL1管	ドセタキセル点滴静注液 80 mg/ 4 mL「サワイ」
㉑	イオヘキソール 350 注シリンジ 70 mL「HK」	75.49%70mL1筒	シベラスタットNa点滴静注用 100 mg「VTR S」 (せ)	100mg1瓶	ドセタキセル点滴静注液 20 mg 「サワイ」
㉒	イオヘキソール 350 注シリンジ 100 mL「HK」	75.49%100mL1筒	セフォペラゾンナトリウム・スル バクタムナトリウム 1 g 静注用 セフォペラゾンナトリウム・スル バクタムナトリウム 500 mg 静注用 セルシン注射液 5 mg セルシン注射液 10 mg (た)	(1 g)1瓶 (500mg)1瓶 5mg1管 10mg1管	20mg0.5mL1瓶 (溶解液 付)
㉓	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 40 mg「サワイ」 (え)	40mg2mL1瓶	セフォペラゾンナトリウム・スル バクタムナトリウム 1 g 静注用 セフォペラゾンナトリウム・スル バクタムナトリウム 500 mg 静注用 セルシン注射液 5 mg セルシン注射液 10 mg (た)	100mg1瓶	80mg2mL1瓶 (溶解液付)
㉔	エダラボン点滴静注 30 mgバッグ 「トーワ」	30mg100mL1キット	ダイホルモン・デポ一注	5mg1管 10mg1管	トリフロード輸液 (に)
㉕	エビルピシン塩酸塩注射液 10 mg / 5 mL「サワイ」	10mg5mL1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 5 µgシリンジ「MYL」	1mL1管	ニンリM注 250mL1袋
㉖	エビルピシン塩酸塩注射液 50 mg / 25 mL「サワイ」	50mg25mL1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 10 µgシリンジ「MYL」	5µg0.5mL1筒	ニンリM注 500mL1袋
㉗	エビルピシン塩酸塩注射液 10 mg 「サワイ」	10mg1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 15 µgシリンジ「MYL」	10µg0.5mL1筒	バイクロット配合静注用 (は)
㉘	エビルピシン塩酸塩注射液 50 mg 「サワイ」	50mg1瓶	ダルベポエチン アルファBS注 射液 20 µgシリンジ「MYL」	15µg0.5mL1筒	パクリタキセル注射液 30 mg「サ ワイ」
㉙	塩化アンモニウム補正液 5 mEq / mL	5モル20mL1管	ダルベポエチン アルファBS注 射液 20 µgシリンジ「MYL」	20µg0.5mL1筒	パクリタキセル注射液 100 mg「サ ワイ」
㉚	塩化ナトリウム注 10%シリンジ 「テルモ」	10%20mL1筒			パクリタキセル注射液 150 mg「サ ワイ」

品名	薬名	規格単位
アイノフロー吸入用800ppm (あ)		
オラネジン液1.5%OR消毒用ア プリケータ10mL (お)		1.5%10mL1管
オラネジン液1.5%消毒用アプ リケータ10mL		1.5%10mL1管
オラネジン液1.5%OR消毒用ア プリケータ25mL		1.5%25mL1管
オラネジン液1.5%消毒用アプ リケータ25mL		1.5%25mL1管
オラネジン消毒液1.5%		1.5%10mL
オラネジン消毒液1.5%OR		1.5%10mL

第3部 歯科用薬剤

品名	薬名	規格単位
[根管治療剤] アンモニア銀液 カルピタール キヤナルクリナー歯科用液 10% クリアエフシー		1mL

クレオドン		
サホライド・RC液歯科用3.8%		
④ 歯科用アンチホルミン		1mL
④ 歯科用ホルマリンクレゾール		
④ 歯科用ホルムクレゾール「村上」		
④ 水酸化カルシウム		
ネオクリナー「セキネ」		
ペリオドン		
ホルマリン・グアヤコールFG 「ネオ」		
ホルムクレゾールFC「ネオ」		
メトコール		
[鎮痛・鎮静消毒剤]		
キヤンフェニック「ネオ」		
クロロフエン		
サホライド液歯科用38%		
④ 歯科用カルボール		
④ 歯科用フェノール・カンフル		
村上キヤンフェニック		
[覆置剤]		
ネオダイン		

[軟組織消炎剤]		
④ クロル亜鉛液		
④ 歯科用ヨード・グリセリン		
④ ネオグリセロール		
④ ヨードグリコールパスタ「ネオ」		
[象牙質知覚過敏鈍麻剤]		
④ Fバニッシェ歯科用5%		
[歯蝕抑制剤]		
④ バトラー フローデンフォームA		
④ バトラー フローデンフォームN		
④ 弗化ソーダ液		
④ 弗化ナトリウム液「ネオ」		
④ フルオール液歯科用2%		
④ フルオール・ゼリー歯科用2%		2%1g

別表第4

品名	第1部 歯科用薬剤	規格単位
[根管治療剤]		
④ 歯科用ホルマリンクレゾール	外用薬	1mL